

就学援助の ごあんない

就学援助とは??

経済的な理由により、小中学校への就学が困難なご家庭に学用品費や学校給食費などを町が援助する制度です。

本年度からインターネットで申請できるようになりました!

援助の内容 (例)



富士川町教育委員会

富士川町鯉沢 1 6 3 9 - 1 / 電話 0 5 5 6 - 2 2 - 5 3 6 1

対 象 と な る 方

小・中学校の児童生徒で次のようなご家庭が対象となります。

- 1 生活保護を受けている世帯（修学旅行費のみ助成）
- 2 生活保護に準ずる程度に困窮しているご家庭で、町が定めた次の認定基準のいずれかに該当すると認めた世帯（所得制限があります。）
 - ① 前年度または本年度に生活保護法に基づく保護の停止または廃止になった世帯
 - ② 令和4年度分町民税の非課税または均等割のみ課税されている世帯
 - ③ その他教育委員会が特に援助が必要と認める世帯

援 助 の 内 容

学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、オンライン学習通信費、学校給食費
※町外在住者は学校給食費のみ支給

援 助 を 受 け る に は

町教育委員会に申請し、認定される必要があります。

申請は全てのご家庭でできますが、認定基準を満たさない場合には支給されません。また、毎年申請をする必要がありますのでご注意ください。

①【1月1日に富士川町にお住まいのご家庭】

右側のQRコードから電子申請手続きが行えます。

紙での申請をご希望の方は、教育委員会までご連絡ください。



申請は↑↑こちらから

②【1月1日に富士川町にお住まいでなかったご家庭】

①の電子申請手続き後、同日に所在していた市町村で世帯全員分の**市町村
民税課税証明書**を教育委員会にご提出ください。



1回目からの援助をご希望の方は、**6月3日（金）**までに**富士川町教育委員会**に提出してください。

わからないことがあれば、表面記載の連絡先にご連絡ください。